

1 審査会の結論

四日市市長（以下「実施機関」という。）が行った令和6年1月10日付け第255号-2で行った保有個人情報不開示決定（整理番号第100号）は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、審査請求人が個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、令和5年12月27日付け受付で行った保有個人情報開示請求に対し、実施機関が令和6年1月10日付け第255号-2で行った保有個人情報不開示決定について、取り消し、開示を求めるものである。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が審査請求書で主張した内容は、環境事業課には、意見を何度も伝えてきたにも関わらず、記録がないのはおかしく、不適切な決定である。

4 実施機関の主張要旨

実施機関が弁明書及び口頭による意見陳述で主張した内容の概要は、次のとおりである。

- (1) 該当する文書が存在しないため不開示（不存在）決定を行ったものである。
- (2) 名乗らない人からの電話での問い合わせは、おおよそ一般的な問い合わせになるため、記録を作成していない。

電話での問い合わせに対しては、場所や状況を聞き取り、現地を確認して対応すると返答し、電話を切り、現地での対応を行っており、記録を作成していても対応している。

5 審査会の判断

(1) 口頭意見陳述及び意見書の提出について

審査会の判断を示すに先立ち、本審査請求の審理の手続について言及する。

審査請求人は本審査請求の際、口頭意見陳述を希望したため、当審査会は、改め

て令和８年３月２４日付けの書面にて、令和８年４月２７日又は令和８年４月３０日を口頭意見陳述の期日の候補日とし、審査請求人に口頭意見陳述の期日の指定を求めた。また、口頭意見陳述の期日に出席できない場合には、令和８年４月２０日までに意見書の提出を求めた。しかしながら、審査請求人は口頭意見陳述の期日の指定をすることはなく、口頭意見陳述に代わる意見書の提出もなかった。

上記のとおり、当審査会は審査請求人に口頭意見陳述の機会を設けたが出席せず、また、意見書の提出も求めたが、期間内に提出がなかった。そのため、四日市市情報公開・個人情報保護審査会設置条例第９条の意見陳述の機会を設け、また、同条例第１０条の意見書の提出の機会を設けたが、いずれにも審査請求人が応じなかったため、当審査会は審査請求人がこれまでに提出した書面の主張を踏まえ、審理を行った。

(2) 基本的な考え方

法の目的は、市民の知る権利を尊重し、個人情報の開示を適正に請求する権利につき定めること等により、市民による参加の下、市民と市との協働により、公正で民主的な市政を実現するというものである。

したがって、当審査会における具体的事案の審理に際しては、法の趣旨を尊重し、法を厳正に解釈して、審議するものである。そして、当審査会は、請求人及び実施機関の主張を具体的に検討した結果、次のとおり判断する。

(3) 保有個人情報の不存在について

当審査会において、実施機関からの説明を受けたところ、実施機関は市民等から電話でタバコのポイ捨てがなされているなどの情報提供があった場合は、タバコのポイ捨てがなされていると連絡のあった場所を確認し、清掃等を行っているとのことである。その際、実施機関はタバコのポイ捨てがなされていると連絡のあった場所の写真を撮ることもあるが、電話等での情報提供の記録と写真を記録化したりファイリングしたりすることはしていない。

また、審査請求人が実施機関にタバコのポイ捨てがなされているなどの情報提供があったとしても、その際、審査請求人が住所や氏名を名乗っておらず、審査請求人の氏名が入った記録はないとのことであった。

これらの説明を受け、当審査会において、実施機関がタバコのポイ捨てに対応した際の写真の提出を受けたが、いずれの写真にも審査請求人に関する情報は記載されていなかった。

よって、当審査会としては、審査請求人がタバコのポイ捨てについて意見を
した記録が存在しないという実施機関の判断は妥当であるとする。

(4) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のように判断する。

6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和7年1月23日	・ 諮問書受理
令和7年11月4日	・ 審議（令和7年第6回審査会合議体）
令和8年2月27日	・ 審議（令和7年第9回審査会合議体）
令和8年3月17日	・ 実施機関の口頭による意見陳述及び審議（令和7年第10回審査会合議体）
令和8年4月30日	・ 審議（令和8年度第1回審査会合議体）
令和8年6月3日	・ 審議（令和8年度第2回審査会合議体）
令和8年7月10日	・ 審議（令和8年度第3回審査会合議体）
令和8年9月25日	・ 答申

経緯（参考）

令和5年12月27日 保有個人情報開示請求
令和6年1月10日 保有個人情報不開示決定
令和6年3月14日 審査請求
令和6年3月26日 弁明書